

## 第2章 公害等調整委員会における公害紛争の処理

公害紛争処理法が昭和45年11月1日に施行されて以来、平成29年度末までに公害等調整委員会（昭和47年6月30日以前は中央公害審査委員会）に係属した公害紛争事件は、1,019件である。その内訳は、あっせん事件3件、調停事件731件、仲裁事件1件、裁定事件277件（責任裁定事件172件、原因裁定事件105件）及び義務履行勧告事件7件となっている。これらのうち、終結しているのは、あっせん事件3件、調停事件729件、仲裁事件1件、裁定事件256件（責任裁定事件159件、原因裁定事件97件）及び義務履行勧告事件7件の計996件である（表1-2-1、付録1参照）。

平成29年度に公害等調整委員会が受け付けた事件は14件で、これに前年度から繰り越された21件を加えた計35件が29年度に係属した。このうち、12件が29年度中に終結し、残り23件は翌年度に繰り越された。

平成29年度に受け付けた14件について、公害の種類別に見ると、騒音に関するものが7件、振動に関するものが5件、地盤沈下に関するものが3件、悪臭及び大気汚染に関するものが各2件、水質汚濁に関するものが1件、土壌汚染に関するものが0件となっている（重複集計）。

また、同様に、申請人等が個人であるか法人であるかを見ると、個人が13件、法人が1件となっている。

次に、申請等の内容を被害の種類別に見ると、財産被害を訴えるものが9件、健康被害を訴えるものが7件、感覚的・心理的被害を訴えるものが5件となっている（重複集計）。

なお、これ以外に公害等調整委員会では、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件において成立した調停条項に基づく付随的な事後手続として、慰謝料額等変更申請を処理している（詳細については本章第1節1(3)参照）。

表 1-2-1 公害等調整委員会に係属した公害紛争事件の受付及び終結の状況

(単位：件)

区分 年度	あつせん			調停			仲裁			裁定			義務履行勧告			計				
	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	新規 受付	終結	未済	係属	うち 新規 受付	終結	未済	
昭和																				
45・46	0	0	0	8	1	7	0	0	0	-	-	-	0	0	0	8	8	1	7	
47	0	0	0	14	2	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	14	2	19	
48	0	0	0	36	8	47	0	0	0	0	0	0	0	0	0	55	36	8	47	
49	0	0	0	20	26	41	0	0	0	6	2	4	0	0	0	73	26	28	45	
50	0	0	0	45	22	64	1	0	1	2(1)	1	5(1)	0	0	0	93	48	23	70	
51	0	0	0	55	43	76	0	1	0	2	3(1)	4	0	0	0	127	57	47	80	
52	0	0	0	62	33	105	0	0	0	0	2	2	0	0	0	142	62	35	107	
53	0	0	0	42	89	58	0	0	0	1(1)	2	1(1)	0	0	0	150	43	91	59	
54	0	0	0	48	36	70	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	107	48	36	71	
55	0	0	0	34	49	55	0	0	0	1	1(1)	1	0	0	0	106	35	50	56	
56	0	0	0	45	33	67	0	0	0	0	0	1	0	0	0	101	45	33	68	
57	0	0	0	48	40	75	0	0	0	1(1)	0	2(1)	0	0	0	117	49	40	77	
58	0	0	0	42	46	71	0	0	0	0	1	1(1)	0	0	0	119	42	47	72	
59	0	0	0	31	40	62	0	0	0	0	0	1(1)	0	0	0	103	31	40	63	
60	0	0	0	31	38	55	0	0	0	1	1	1(1)	0	0	0	95	32	39	56	
61	0	0	0	31	61	25	0	0	0	1	0	2(1)	1	0	1	89	33	61	28	
62	0	0	0	25	29	21	0	0	0	3	0	5(1)	0	0	1	56	28	29	27	
63	0	0	0	14	22	13	0	0	0	1(1)	6(2)	0	0	0	1	42	15	28	14	
平成 元	0	0	0	11	18	6	0	0	0	0	0	0	0	0	1	25	11	18	7	
2	0	0	0	21	14	13	0	0	0	2(1)	1(1)	1	0	1	0	30	23	16	14	
3	0	0	0	5	16	2	0	0	0	1(1)	2(1)	0	0	0	0	20	6	18	2	
4	0	0	0	3	1	4	0	0	0	3	0	3	0	0	0	8	6	1	7	
5	0	0	0	10	5	9	0	0	0	2	0	5	0	0	0	19	12	5	14	
6	1	1	0	2	4	7	0	0	0	2	0	7	0	0	0	19	5	5	14	
7	0	0	0	2	2	7	0	0	0	0	0	7	0	0	0	16	2	2	14	
8	0	0	0	4	4	7	0	0	0	6(1)	0	13(1)	0	0	0	24	10	4	20	
9	0	0	0	1	2	6	0	0	0	4(1)	0	17(2)	1	0	1	26	6	2	24	
10	0	0	0	1	1	6	0	0	0	1(1)	15(1)	3(2)	0	1	0	26	2	17	9	
11	0	0	0	1	1	6	0	0	0	3	3(1)	3(1)	0	0	0	13	4	4	9	
12	0	0	0	2	5	3	0	0	0	2	1	4(1)	0	0	0	13	4	6	7	
13	0	0	0	3	3	3	0	0	0	3	1	6(1)	0	0	0	13	6	4	9	
14	1	0	1	2	1	4	0	0	0	4(2)	5(1)	5(2)	0	0	0	16	7	6	10	
15	1	2	0	2	2	4	0	0	0	8(4)	4(1)	9(5)	0	0	0	21	11	8	13	
16	0	0	0	0	2	2	0	0	0	3(2)	3(1)	9(6)	0	0	0	16	3	5	11	
17	0	0	0	1	2	1	0	0	0	7(4)	6(4)	10(6)	1	0	1	20	9	8	12	
18	0	0	0	0	0	1	0	0	0	6(1)	5(4)	11(3)	0	1	0	18	6	6	12	
19	0	0	0	1	1	1	0	0	0	5	3(1)	13(2)	0	0	0	18	6	4	14	
20	0	0	0	1	1	1	0	0	0	9(4)	6	16(6)	2	1	1	26	12	8	18	
21	0	0	0	1	0	2	0	0	0	23(13)	11(4)	28(15)	0	1	0	42	24	12	30	
22	0	0	0	3	4	1	0	0	0	24(11)	15(9)	37(17)	0	0	0	57	27	19	38	
23	0	0	0	5	5	1	0	0	0	24(11)	17(6)	44(22)	0	0	0	67	29	22	45	
24	0	0	0	5	3	3	0	0	0	23(10)	29(12)	38(20)	1	1	0	74	29	33	41	
25	0	0	0	5	6	2	0	0	0	32(9)	21(7)	49(22)	0	0	0	78	37	27	51	
26	0	0	0	2	2	2	0	0	0	18(6)	25(7)	42(21)	0	0	0	71	20	27	44	
27	0	0	0	1	0	3	0	0	0	15(5)	28(12)	29(14)	0	0	0	60	16	28	32	
28	0	0	0	4	6	1	0	0	0	16(9)	25(15)	20(8)	0	0	0	52	20	31	21	
29	0	0	0	1	0	2	0	0	0	12(5)	11(5)	21(8)	1	1	0	35	14	12	23	
計	3	3		731	729		1	1		277 (105)	256 (97)		7	7			1,019	996		

- (注) 1 昭和45・46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。  
 2 平成8年度の「調停」の受付件数には分離事件が2件、26年度の「裁定」の受付件数には分離事件が1件含まれている。  
 3 「裁定」の( )内の数字は、原因裁定事件数で、内数である。  
 4 本表において、「新規受付」とは新たな申請がなされた事件、「終結」とは紛争処理手続を終えた事件、「未済」とは終結に至っていない事件をいう。  
 5 このほか、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰謝料額等変更申請が平成29年度までに564件係属した(表1-2-4参照)。

## 第1節 平成29年度に係属した調停事件

平成29年度に公害等調整委員会が受け付けた調停事件は、1件であり、これに前年度から繰り越された1件を加えた計2件が29年度に係属し、これら2件は30年度に繰り越された。

また、不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件に関連する慰謝料額等変更申請は、前年度から繰り越された2件に新たに受け付けた1件を加えた計3件が平成29年度に係属し、このうち2件が29年度に終結し、残り1件は30年度に繰り越された。

### 1 不知火海沿岸における水俣病に係る損害賠償調停申請事件

#### (1) 事件の概要

本事件は、熊本県から鹿児島県にまたがる不知火海の沿岸の漁民等が、チッソ株式会社水俣工場からの排水に起因した水俣病に罹患し、これによって精神上及び財産上の損害を被ったとして、チッソ株式会社を相手方（被申請人）として、賠償金の支払等を内容とする調停を求めたものである。

現在の調停手続では、水俣病患者の症状等に応じ、患者グループとチッソ株式会社との間の補償協定に定められたA、B、Cの3ランクのいずれに該当するかの判定を公害等調整委員会に求めることとした患者について、ランク付けを行い、各ランクに応じて個々人の補償額等の決定、家族の補償等を中心とした調停を行っている（ランク別の補償額等調停の内容については、表1-2-6参照）。（注）

申請は、昭和46年12月24日以降平成29年度末までに620件（患者数1,556人）となっている（表1-2-2）。

これらの申請は、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号。なお、同法の施行（昭和49年9月1日）前は（旧）公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法（昭和44年法律第90号））及び水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和53年法律第104号）により水俣病と認定された患者又はその遺族からのものである（表1-2-3）。

（注）水俣病患者の補償問題については、昭和48年3月20日、熊本地方裁判所において、原告勝訴判決があり、チッソ株式会社の不法行為責任が認められ、症度等に応じた慰謝料の支払が命じられた。

また、昭和48年4月27日、公害等調整委員会に係属中であった調停申請について、30人の患者とチッソ株式会社との間の調停が成立した。調停内容は、慰謝料については熊本水俣判決と同様の金額としたほか、特別調整手当（年金）の支給等を定めている。

さらに、昭和48年7月9日、訴訟や調停によらず、同社と直接交渉を行って補償問題の解決を図ろうとした患者グループが、同社との間に補償協定を締結した。協定は、上記判決及び調停の内容を踏まえ、患者へのA、B、Cの3ランクに応じた補償に加え、患者の医療及び生活保障のための基金設定を骨子としている。同日、他の患者グループもそれぞれ同じ内容の協定を締結した。その後、更に幾つかの患者グループが同様に協定を締結している。

協定は、それぞれのグループに属する患者について適用されるものであるが、協定締結以降に認定された患者についても、その希望に応じて適用されることになっている。

## (2) 事件の処理経過

昭和48年度の第1次調停以来、平成29年度末までに55次にわたる調停を実施し、609件（患者数1,466人）について調停が成立した（表1-2-2）。

## (3) 慰謝料額等変更申請

水俣病事件の調停の成立した患者のうち、Bランク及びCランクの生存者の場合には、調停条項の中に、「将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。」という条項がある（「(4)調停調書の例」参照）。

第1次調停以降の調停成立者のうちから、この調停条項に基づいてなされた慰謝料額等変更申請を、平成29年度末までに564件受け付け、563件を処理した（表1-2-4）。29年度は前年度に受け付けた申請2件に新たに受け付けた1件を加えた計3件が係属し、このうち2件は29年度中に処理され、残り1件は30年度に繰り越された（表1-2-5）。

## (4) 調停調書の例

Bランク生存者の場合の調停調書の例は、次のとおりである。

なお、Aランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第3項、第4項及び第6項（将来の申請人の症状の変化に関する取扱い）相当の定めがないことのほかは、このBランクの例と同様である。また、Cランク生存者の場合の例は、慰謝料等の金額が異なること、第5項（家族の慰謝料支払）相当の定めがないこと等のほかは、このBランクの例と同様である（表1-2-6）。

### [Bランク調停調書の例]

平成〇年（調）第〇号

#### 調 停 調 書

（申請人の住所）

申請人 （ 氏 名 ）

大阪市北区中之島三丁目3番23号

被申請人 チッソ株式会社

上記代表者代表取締役 （ 氏 名 ）

上記当事者間の損害賠償調停申請事件について、当調停委員会は、平成〇年〇月〇日〇時〇分水俣市〇〇会議室において

調停委員長 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

調停委員 （ 氏 名 ）

列席し第1回調停期日を開いた。

申 請 人 （ 氏 名 ）

被申請人代理人 （ 氏 名 ） 各出頭

上記期日において明確にした事項は、次のとおりである。

申請人が調停を求めた事項

申請人の申請の趣旨とするところは、申請人が被申請人会社水俣工場の排水に起因した水俣病に罹り、これによって精神上、財産上の損害を蒙ったことにつき、平成〇年〇月〇日、

被申請人との間で成立した協定に基づき、妥当な賠償金の支払いを含む適切な調停を求めるというにある。

当調停委員会が、慰謝料の支払いその他の給付をさせる調停案を作成し、調停手続を進めたところ、当事者双方は、調停案を受諾し、別紙調停条項のとおり、調停が成立した。

当事者双方は、それぞれ、本調書の記載が相違ないことを承認し、署名押印した。

申 請 人 ( 氏 名 ) 印

被申請人代理人 ( 氏 名 ) 印

平成〇年〇月〇日

公害等調整委員会調停委員会

調停委員長 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

調停委員 ( 氏 名 ) 印

公害等調整委員会事務局

審 査 官 ( 氏 名 ) 印

#### 調 停 条 項

1 被申請人は、申請人に対し申請人本人の水俣病罹患について損害賠償責任があることを認め、以下各項に定める金員を支払う。

(1) 申請人本人に対する慰謝料金1700万円及びこれに対する平成〇年〇月〇日（以下「認定申請日」という。）以降平成〇年〇月〇日まで、内金1600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金1100万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金600万円に対する同月〇日以降同年〇月〇日まで、内金100万円に対する同月〇日以降支払済みに至るまで、それぞれ、年5分の割合による遅延損害金

その支払方法は、元金内金100万円については平成〇年〇月〇日支払済みの仮払金100万円、元金内金1000万円については同年〇月〇日及び同年〇月〇日支払済みの仮払金各金500万円、元金内金500万円については同年〇月〇日支払済みの仮払金540万円の内金500万円をもって充当し、前記遅延損害金中金40万円については、前記仮払金540万円の内金40万円をもって充当し、前記元金及び遅延損害金の残額については、平成〇年〇月〇日限り申請人方に送金して支払う。

(2) 治療費

認定申請日以降の公害健康被害の補償等に関する法律（以下「補償法」という。）の規定による療養費及び療養手当に相当する額

(3) 介護費

認定申請日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額

(4) 特別調整手当

平成〇年〇月〇日以降1月につき金9万6000円の割合による額（平成30年3月現在）

その支払方法は、毎月20日限りその月分を申請人方に送金して支払う。ただし、平成〇年〇月分までについては、既に支払済みの仮払金をもって充当する。

(5) 葬祭料

患者である申請人が将来死亡した場合における葬祭を主宰する者に対する葬祭料として、金56万4000円（平成30年3月現在）

その支払方法は、当該主宰者より請求があったとき直ちに主宰者に送金して支払う。

2 前項の(4)及び(5)の金員については、物価の変動に応じ、総務省において作成する年度平均の熊本市消費者物価指数を用い、平成〇年6月1日から起算して2年を経過した6月1日ごとに、それぞれの前年度の同指数の比率により改定するものとし、その中間の年の6月1日において、前年度の同指数が前々年度のそれより5%を上回った場合においては、当該時期において改定するものとする。

上記改定額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

3 将来申請人の症状に第1項の(1)及び(4)の金額の増額を相当とするような変化が生じたときは、申請人は、これを理由として、調停委員会に対し、当該金額の変更を申請することができる。

- 4 前項の規定により金額が変更された場合においては、被申請人は、変更された金額に係る差額を変更の申請時から支払う。
- 5 申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者、子及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 6 第3項の申請により金額が変更された場合においては、申請人は、調停委員会に対し、申請人の配偶者及び父母を代理して、申請人の水俣病罹患に係る同人らの慰謝料につき、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 7 申請人が水俣病により（その余病若しくは併発症又は水俣病に関係した事故による場合を含む。）死亡したときは、相続人は、申請人本人の慰謝料につき、申請人の配偶者、子及び父母は、自己の慰謝料につき、それぞれ、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。
- 8 被申請人は、水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。
- 9 被申請人は、将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定を誠実に遵守履行する。
- 10 当事者双方は、本調停によって本件紛争の一切を解決したものとし、以後互いに協力して、調停条項の円滑な実施に努める。
- 11 本件調停手続の費用は、被申請人の負担とする。

表1-2-2 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の処理状況

区分 年度	受付		終結		未済	
	件数	患者数	件数	患者数	件数	患者数
昭和 46	4 件	31 人	0 件	0 人	4 件	31 人
47	11	147	0	0 (3)	15	175
48	25	193	10 (1)	106 (1)	29	261
49	8	28	21	172	16	117
50	42	259	24	253 (1)	34	122
51	54	117	40	131 (1)	48	107
52	62	206	32 (1)	86 (1)	77	226
53	41	112	71 (8)	161 (81)	39	96
54	48	72	34	86 (1)	53	81
55	34	43	49	71	38	53
56	43	49	33	48	48	54
57	48	62	40	45	56	71
58	42	54	45 (1)	55 (1)	52	69
59	31	41	40	53	43	57
60	31	39	38	49	36	47
61	31	38	44	57	23	28
62	21	21	28	33	16	16
63	14	14	18	18	12	12
平成 元	5	5	12	12	5	5
2	13	13	9	9	9	9
3	2	2	10	10	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	0	0	1	1	0	0
7	0	0	0	0	0	0
8	0	0	0	0	0	0
9	0	0	0	0	0	0
10	0	0	0	0	0	0
11	0	0	0	0	0	0
12	2	2	1	1	1	1
13	0	0	1	1	0	0
14	0	0	0	0	0	0
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	0	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	1	1	1	1	0	0
20	0	0	0	0	0	0
21	0	0	0	0	0	0
22	2	2	2	2	0	0
23	0	0	0	0	0	0
24	0	0	0	0	0	0
25	0	0	0	0	0	0
26	1	1	0	0	1	1
27	1	1	0	0	2	2
28	1	1	3	3	0	0
29	0	0	0	0	0	0
計	620	1,556	609(11)	1,466(90)		

(注) ( ) 内は取下げ等の外数である。

表 1-2-3 年度別水俣病認定患者数

年度	区分	認定機関別認定患者数			
		合計	環境省	熊本県	鹿児島県
昭和31～	45	121 人	人	116 人	5 人
	46	60		58	2
	47	216		204	12
	48	358		292	66
	49	44		29	15
	50	161		146	15
	51	148		109	39
	52	240		196	44
	53	175		125	50
	54	143	1	115	27
	55	71	5	43	23
	56	77	3	54	20
	57	95	10	66	19
	58	68	1	45	22
	59	67	5	36	26
	60	54	0	29	25
	61	60	1	43	16
	62	40	3	15	22
	63	19	1	6	12
平成	元	13	1	1	11
	2	18	0	7	11
	3	4	1	0	3
	4	3	0	1	2
	5	1	0	1	0
	6	1	0	1	0
	7	3	0	3	0
	8	2	0	1	1
	9	0	0	0	0
	10	0	0	0	0
	11	2	0	1	1
	12	1	0	0	1
	13	0	0	0	0
	14	0	0	0	0
	15	0	0	0	0
	16	0	0	0	0
	17	0	0	0	0
	18	1	0	1	0
	19	2	0	2	0
	20	1	0	0	1
	21	2	0	2	0
	22	0	0	0	0
	23	2	0	2	0
	24	0	0	0	0
	25	3	0	3	0
	26	1	0	0	1
	27	3	0	2	1
	28	2	0	2	0
	29	0	0	0	0
	計	2,282	32	1,757	493

(注) 1 昭和31～45年度の期間は、昭和31年12月1日～46年3月31日である。  
 2 昭和31～45年度の期間の認定患者数は、(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法施行以前の県条例等により判定された死亡者45人(熊本県44人、鹿児島県1人)を含む。

(資料) 環境省、熊本県、鹿児島県調べ



表1-2-4 水俣病に係る損害賠償調停申請事件の慰謝料額等  
変更申請の処理件数

区分		受付	終結	未済	
年度					
昭和	49	13件	0件	13件	
	50	13	0	26	
	51	8	12	22	
	52	42	12	52	
	53	46	10	88	
	54	15	33	70	
	55	22	49	43	
	56	29	33	39	
	57	39	30	48	
	58	29	39	38	
	59	25	31	32	
	60	23	31	24	
	61	33	28	29	
	62	22	34	17	
	63	18	22	13	
	平成	元	14	15	12
		2	14	19	7
		3	18	13	12
		4	15	18	9
5		21	17	13	
6		9	13	9	
7		11	11	9	
8		7	10	6	
9		10	10	6	
10		5	8	3	
11		7	5	5	
12		7	5	7	
13		2	7	2	
14		0	2	0	
15		1	1	0	
16		4	0	4	
17		4	6	2	
18	9	8	3		
19	5	5	3		
20	2	3	2		
21	4	3	3		
22	3	3	3		
23	4	5	2		
24	2	2	2		
25	1	2	1		
26	2	1	2		
27	1	3	0		
28	4	2	2		
29	1	2	1		
計		564	563		

表 1 - 2 - 5 平成29年度に係属した水俣病に係る損害賠償調停申請事件の  
慰謝料額等変更申請一覧

事 件 番 号	申 請 受 付 年 月 日	処 理 年 月 日
49年（調）第12号	平成 28. 10. 28	平成 29. 6. 19
49年（調）第 6 号	平成 28. 12. 15	平成 29. 6. 19
62年（調）第20号	平成 30. 3. 12	
計 3 件		計 2 件

表1-2-6 水俣病ランク別補償額等一覧

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
1 慰謝料		1800万円	1700万円	1600万円	水俣病認定申請日から年5分の遅延損害金
2 治療費		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による医療費及び医療手当並びに同年9月1日以降の補償法の規定による療養費及び療養手当に相当する額			昭和48年7月9日以降の水俣病認定者は認定申請日から支給
3 介護手当		昭和48年7月9日以降同49年8月31日までの(旧)特別措置法の規定による介護手当に相当する額に月1万円を加算した額及び同年9月1日以降の補償法の規定による障害補償費中の介護加算額に相当する額			同上
4 特別調整手当					(1) 2年ごとに物価スライド(ただし、物価変動が著しい場合は1年目にも改定) (2) 昭和48年4月27日以降の水俣病認定者は認定日から支給
	昭和48.4.27～49.5.31	6万円/月	3万円/月	2万円/月	
	49.6.1～50.5.31	7万円/月	3万5000円/月	2万4000円/月	
	50.6.1～51.5.31	8万5000円/月	4万3000円/月	3万円/月	
	51.6.1～52.5.31	9万4000円/月	4万8000円/月	3万4000円/月	
	52.6.1～53.5.31	10万2000円/月	5万2000円/月	3万7000円/月	
	53.6.1～54.5.31	11万円/月	5万6000円/月	4万円/月	
	54.6.1～56.5.31	11万4000円/月	5万8000円/月	4万2000円/月	
	56.6.1～58.5.31	12万9000円/月	6万6000円/月	4万8000円/月	
	58.6.1～60.5.31	13万5000円/月	6万9000円/月	5万1000円/月	
	60.6.1～62.5.31	14万2000円/月	7万3000円/月	5万4000円/月	
	平成元.6.1～元.5.31	14万5000円/月	7万5000円/月	5万5000円/月	
	元.6.1～3.5.31	14万6000円/月	7万6000円/月	5万6000円/月	
	3.6.1～5.5.31	15万7000円/月	8万2000円/月	6万円/月	
	5.6.1～7.5.31	16万5000円/月	8万6000円/月	6万3000円/月	
	7.6.1～9.5.31	16万8000円/月	8万8000円/月	6万5000円/月	
	9.6.1～11.5.31	16万9000円/月	8万9000円/月	6万6000円/月	
	11.6.1～13.5.31	17万3000円/月	9万1000円/月	6万8000円/月	
	13.6.1～15.5.31	17万2000円/月	9万1000円/月	6万8000円/月	
	15.6.1～17.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7000円/月	
	17.6.1～19.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7000円/月	
	19.6.1～21.5.31	17万円/月	9万円/月	6万7000円/月	
	21.6.1～23.5.31	17万3000円/月	9万2000円/月	6万8000円/月	
	23.6.1～25.5.31	17万1000円/月	9万1000円/月	6万8000円/月	
	25.6.1～27.5.31	17万円/月	9万1000円/月	6万8000円/月	
	27.6.1～29.5.31	17万7000円/月	9万5000円/月	7万1000円/月	
	29.6.1～31.5.31	17万9000円/月	9万6000円/月	7万2000円/月	

(注) 上記表中「(旧)公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和44年法律第90号)」は「(旧)特別措置法」と、「公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)」は「補償法」とそれぞれ略称した。

項目	区分	A ランク	B ランク	C ランク	備 考
5 葬祭料		期 間		金 額	(1) 4の備考(1)に同じ (2) 死亡時の金額を葬祭の主宰者に支給
	昭和	49. 5. 31まで		20万 円	
		49. 6. 1 ~	50. 5. 31	23万3000円	
		50. 6. 1 ~	51. 5. 31	28万3000円	
		51. 6. 1 ~	52. 5. 31	31万3000円	
		52. 6. 1 ~	53. 5. 31	33万9000円	
		53. 6. 1 ~	54. 5. 31	36万4000円	
		54. 6. 1 ~	56. 5. 31	37万5000円	
		56. 6. 1 ~	58. 5. 31	42万2000円	
		58. 6. 1 ~	60. 5. 31	44万1000円	
		60. 6. 1 ~	62. 5. 31	46万3000円	
		62. 6. 1 ~	平成 元. 5. 31	47万1000円	
	平成	元. 6. 1 ~	3. 5. 31	47万4000円	
		3. 6. 1 ~	5. 5. 31	50万8000円	
		5. 6. 1 ~	7. 5. 31	53万3000円	
		7. 6. 1 ~	9. 5. 31	54万3000円	
		9. 6. 1 ~	11. 5. 31	54万5000円	
		11. 6. 1 ~	13. 5. 31	55万7000円	
		13. 6. 1 ~	15. 5. 31	55万4000円	
		15. 6. 1 ~	17. 5. 31	54万6000円	
		17. 6. 1 ~	19. 5. 31	54万4000円	
	19. 6. 1 ~	21. 5. 31	54万2000円		
	21. 6. 1 ~	23. 5. 31	54万9000円		
	23. 6. 1 ~	25. 5. 31	54万3000円		
	25. 6. 1 ~	27. 5. 31	53万8000円		
	27. 6. 1 ~	29. 5. 31	55万8000円		
	29. 6. 1 ~	31. 5. 31	56万4000円		
6 症状の見直し		将来、症状に、上位ランクに変更することを相当とするような変化が生じたときは、調停委員会に対し、上記1及び4の金額の変更を申請することができる。			
7 近親者の慰謝料	配偶者等の慰謝料につき、その存否及び金額の決定を、調停委員会に代理申請できる。				
			上記6により、金額の変更があったとき、左の代理申請ができる。		
8 申請人が水俣病により死亡したときの慰謝料	相続人等は、死亡者本人及び自己の慰謝料につき、調停委員会に対し、その存否及び金額の決定の申請をすることができる。				
9 患者・家族の福祉対策	チッソ株式会社は水俣病患者全体につき保護を要する患者の収容施設の整備拡充、治療及び訓練による社会復帰の促進、患者及びその家族に対する授産及び職業あっせん等実情に即した方策を講ずることによって、患者及びその家族の福祉の増進に寄与するよう努める。				
10 公害防止対策	チッソ株式会社は将来における公害発生の防止のため、水俣周辺海域の浄化対策について、関係省庁、地方公共団体に協力してその具体的方策の実施に努めるとともに、関係地方公共団体との間に締結された公害防止協定は、誠実にこれを遵守履行する。				
11 調停手続費用	チッソ株式会社の負担				

## 2 東京国際空港航空機騒音調停申請事件

(公調委平成28年(調)第10号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年9月9日、東京国際空港(以下「本件空港」という。)近隣において事業を営む法人5名から、国土交通大臣を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。本件空港を離着陸する航空機を増便する旨の被申請人策定の計画案が実現すると、南風時の15時から19時までの4時間の間、A滑走路の北側からの航空機の着陸が行われ、1時間当たり14機(4分から5分に1機)程度の頻度で申請人らの事業所の上を航空機が飛ぶことになり、申請人らの人格権及び財産権に対し、受忍限度をはるかに超える甚大な被害が生じることが明白であるとして、被申請人に対し、主位的に、本件空港A滑走路を一切の航空機の北側からの着陸に供用しないこと及び損害賠償金合計5億円を申請人らに支払うこと、予備的に、一切の航空機に対して、本件空港A滑走路の北側から着陸することを許可又は指示しないこと、を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、6回の調停期日を開催するとともに、現地調査を実施するなど、手続を進めている。

## 3 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害調停申請事件

(公調委平成30年(調)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民4人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として、公害等調整委員会に調停を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅近隣の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人らのうち1人の自宅建物外壁及びブロック塀に亀裂が入った等の被害を受けているとして、被申請人に対して、騒音及び振動の被害を発生させないように作業内容を改善することを求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

## 第2節 平成29年度に係属した裁定事件

平成29年度に公害等調整委員会が受け付けた裁定事件は、12件であり、これらに前年度から繰り越された20件を加えた計32件が29年度に係属した。このうち11件が29年度に終結し、残り21件が30年度に繰り越された（表1-2-1）。

### 1 大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成25年（セ）第8号事件）

#### (1) 事件の概要

平成25年4月11日、宮城県大崎市に居住していた住民2人から、電子部品製造会社2社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人ら工場の排気のために、工場周辺に居住していた申請人らは全身の皮膚炎、頭痛、吐き気等の健康被害を受け、また、避難のために転居を余儀なくされたとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計8828万5561円の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審問期日を開催するとともに、当該工場の排気と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等、申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めた結果、平成30年3月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成25年（セ）第8号

大崎市における大気汚染等による健康被害等責任裁定申請事件

裁 定

（当事者省略）

主 文

申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。

事実及び理由

#### 第1 当事者の求める裁定

##### 1(1) 申請人a（以下「申請人a」という。）

被申請人らは、申請人aに対し、連帯して8570万4791円を支払え。

##### (2) 申請人b（以下「申請人b」という。）

被申請人らは、申請人bに対し、連帯して258万0770円を支払え。

##### 2 被申請人ら

主文同旨

#### 第2 事案の概要

1 本件は、被申請人らの営む導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ（以下「PX」という。）の製造工場に隣接する住宅に居住していた申請人らが、同工場から排出される有害物質を含む排気が原因で化学物質過敏症の健康被害が生じたなどと主張して、被申請人らに対

し、共同不法行為に基づき、損害賠償を求める責任裁定の事案である。  
(以下省略)

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

## 2 市川市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成25年(セ)第26号事件)

### (1) 事件の概要

平成25年12月26日、千葉県市川市の住民14人から、食品会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人工場のパン焼き釜等の機械の稼働、物品の搬出入により、申請人らには、騒音、振動、悪臭等による不快感、睡眠障害等の健康被害が生じているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計1億6000万円の支払を求めらるるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、千葉県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、臭気及び騒音に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員2人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等や申請人及び被申請人代表者本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

## 3 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成26年(ゲ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

平成26年7月4日、神奈川県横浜市の住民2人から、隣人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じている不眠症及び目まい症等の健康被害は、被申請人が自らの所有する土地に設置した給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである、との原因裁定を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年6月27日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成26年(ゲ)第2号 横浜市における騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件 裁 定 (当事者省略) 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人ら 申請人らに生じている不眠症及びめまい症等の健康被害は、被申請人が別紙1物件目録記載1の土地に設置した同目録記載2の給湯機から発生する騒音及び低周波音によるものである。 2 被申請人 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人らが、隣接する被申請人宅に設置されたヒートポンプ給湯機から発生する騒音及び低周波音により、不眠症等の健康被害を受けたと主張して、同給湯機から発生する騒音及び低周波音と健康被害との間に因果関係がある旨の原因裁定を求める事案である。 (以下省略)
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照)

#### 4 台東区における冷凍庫からの低周波音による健康被害責任裁定申請事件

(公調委平成27年(セ)第8号事件・平成29年(セ)第1号事件・平成29年(調)第3号事件)

##### (1) 事件の概要

平成27年12月9日、東京都台東区の住民2人から、近隣住民(本件建物所有者)を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らの所有する本件建物の2階の一室を賃借し、居住している。被申請人らが、本件建物の1階倉庫に業務用冷凍庫の設置工事を行った直後から、機械の稼働音のような重低音が申請人ら宅内に響くようになり、申請人らには不眠、耳鳴り、不安抑うつ感等の症状が出るなど、著しい精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計484万円等の支払を求めたものである。

その後、平成29年1月12日、同申請人らから菓子食料品の卸販売等を営む株式会社を相手方(被申請人)として、同内容の損害賠償金合計484万円等の支払を求める責任裁定申請があり(公調委平成29年(セ)第1号事件)、同月27日、これらを併合して手続



を進めることを決定した。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、冷凍庫から発生している低周波音と人間の健康への影響との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成29年9月19日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成29年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同月22日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

## 5 知多市における工場からの粉じんによる財産被害責任裁定申請事件

（公調委平成27年（セ）第10号事件）

### (1) 事件の概要

平成27年12月25日、愛知県知多市の住民1人から、船舶等製造会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、その所有する車両を、被申請人の事業所と隣接する申請人の勤務地内にある駐車場に駐車していたところ、被申請人の事業所の操業によって、細かい白色の塗料のようなものが飛散してきて、申請人の所有する車両に多数付着したとして、修理費用等63万7013円の損害賠償金等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、参考人尋問を実施するなど、手続を進めている。

## 6 成田市における室外機等からの騒音・低周波音等による健康被害等責任裁定申請事件

（公調委平成28年（セ）第1号事件・平成29年（セ）第2号事件）

### (1) 事件の概要

平成28年2月16日、千葉県成田市の住民4人から、コンビニエンスストアのフランチャイザー及び経営者を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らが、近接するコンビニエンスストアの屋外に設置された業務用エアコンの室外機等から発生する騒音・低周波音や駐車場等からの騒音等により、圧迫感、いらいら、耳鳴り、不眠等の健康被害を受けるなど、精神的・肉体的苦痛を被っているとして、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計1817万9458円の支払を求めるものである。

その後、平成29年1月16日、同申請人らからドラッグストアを経営する法人を相手方（被申請人）として、同様の内容の損害賠償金合計1320万円の支払を求める責任裁定申

申請があり（公調委平成29年（セ）第2号事件）、同年10月3日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

#### **(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、5回の審問期日を開催するとともに、業務用エアコンの室外機から発生する騒音・低周波音と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### **7 墨田区における建設工事からの地盤沈下等被害原因裁定申請事件**

（公調委平成28年（ゲ）第1号事件）

#### **(1) 事件の概要**

平成28年5月24日、東京都墨田区の金属加工会社及び住民1人から、建設会社及び建物解体会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が所有する土地及び建物に生じた不同沈下は、被申請人らが行った本件工事現場に従前存在したマンションの解体及び新築マンションの建築の工事によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### **(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、ビル解体工事における残存杭の撤去等の工事内容と不同沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### **8 小諸市における工場からの振動による財産被害原因裁定申請事件**

（公調委平成28年（ゲ）第2号事件）

#### **(1) 事件の概要**

平成28年7月1日、長野県小諸市の住民1人から、鍛工品製造等会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅に生じた家屋の沈降、これに伴う家屋内の歪みの発生等の被害は、被申請人が自社の工場において鍛造機械作動により振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

#### **(2) 事件の処理経過**

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成28年10月25日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の26第2項の規定に基づき、裁定手続を中止した。

その後、平成29年4月26日に本申請に係る訴訟の控訴審判決が言い渡され、同年5月16日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

## 9 和歌山市における工場からの騒音等による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第2号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年8月1日、和歌山県和歌山市の住民4人から、電力会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人の発電設備からの騒音により、精神的苦痛等を被っているほか、申請人A宅は発電設備の設置工事又は稼働によりひび割れ等が生じたとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2986万円等の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、和歌山県知事に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の現地審問期日を開催するとともに、発電設備から発生する騒音・低周波音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査や申請人本人尋問を実施するなど、手続を進めている。

## 10 台東区における飲食店からの悪臭・騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成28年(セ)第3号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年10月3日、東京都台東区の住民1人から、飲食店経営会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接するビルで被申請人が営む飲食店の1階厨房からビル屋上まで伸びるダクトから発生する悪臭及び騒音(モーター音)により、精神的苦痛を被っているとして、被申請人に対し、損害賠償金113万6000円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めたが、平成29年6月23日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結した。

## 11 佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

(公調委平成28年(ゲ)第4号事件)

### (1) 事件の概要

平成28年12月9日、千葉県佐倉市の住民3人から、隣人2人を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら宅に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器、24時間換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである、との原因裁定を求めた

ものである。

## (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、2回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、平成29年12月5日、本件申請を棄却するとの裁定を行い、本事件は終結した。

なお、裁定書の概要は、次のとおりである。

公調委平成28年（ゲ）第4号 佐倉市における騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件 裁 定 （当事者省略） 主 文 申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。 事 実 及 び 理 由 第1 当事者の求める裁定 1 申請人ら 申請人らに生じた平成26年7月頃からの不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害は、被申請人らが被申請人ら肩書住所地に設置した家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、顕熱交換換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動によるものである。 2 被申請人ら 主文同旨 第2 事案の概要 本件は、申請人らが、申請人らの居住する建物に隣接する被申請人らの建物に設置された家庭用ヒートポンプ給湯器（エコキュート）、顕熱交換換気システム又は空調室外機が発する運転音及び振動により、平成26年7月頃からは、申請人らに不眠、頭痛、耳鳴りの健康被害が生じていると主張し、前記第1の1の原因裁定を求める事案である。 （以下省略）
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（裁定書の全文は、「公害等調整委員会」のホームページ

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html> から入り、画面左側メニューの「係属事件一覧」→ 2つ目のタイトルバー「公害紛争処理制度」→ 「終結した公害紛争事件」を選択して該当する事件を参照）

## 12 横浜市における運動施設からの騒音・振動による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成28年（ゲ）第5号事件・平成29年（ゲ）第2号事件・平成30年（調）第1号事件）

### (1) 事件の概要

平成28年12月16日、神奈川県横浜市の住民1人から、隣人1人を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人に生じためまい、動悸、不眠等の健康被害は、被申請人が経営する卓球場で卓球が行われる際に騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めたものである。

その後、平成29年2月8日、同市の住民1人から、同様の内容の原因裁定を求める申請があり（公調委平成29年（ゲ）第2号事件）、同年7月28日、これらを併合して手続を進めることを決定した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成30年1月19日、公害紛争処理法第42条の33の規定により準用する同法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成30年（調）第1号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結した。

### 13 埼玉県杉戸町における騒音・悪臭等による健康被害責任裁定申請事件

（公調委平成28年（セ）第4号事件・平成29年（セ）第6号事件）

#### (1) 事件の概要

平成28年12月27日、埼玉県杉戸町の住民1人から、運送会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接する駐車場で被申請人が大型トラックを稼働させることによって発生する騒音・振動及び悪臭により、睡眠不足や気分が悪くなる等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金402万3470円の支払を求めるものである。

その後、平成29年6月8日、同町の住民2人から、同一原因による被害を主張する参加の申立てがあり（公調委平成29年（セ）第6号事件）、裁定委員会は、同年7月4日、これを許可した。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するなど、手続を進めている。

### 14 高知市における工場からの悪臭・騒音等による健康被害等責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第3号事件・平成29年（ゲ）第1号事件）

#### (1) 事件の概要

平成29年2月6日、高知県高知市の住民1人から、隣接する缶詰会社を相手方（被申請人）として責任裁定と原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。責任裁定は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生

させたことによるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金合計2200万円の支払を求めるものである。

また、原因裁定は、申請人に生じた心臓鼓動、不眠、精神不安定等の健康被害は、被申請人が経営する食品工場からの悪臭・騒音・振動を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、高知県公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設けるとともに、平成29年3月14日、公調委平成29年（セ）第3号事件と同（ゲ）第1号事件を併合することを決定し、食品工場から生じる騒音・振動と健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 15 千葉市における室外機等からの騒音・低周波音による健康被害原因裁定申請事件

（公調委平成29年（ゲ）第3号事件）

#### (1) 事件の概要

平成29年3月9日、千葉県千葉市の住民2人から、隣人及び不動産会社を相手方（被申請人）として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らに生じた蕁麻疹、頭痛等の健康被害は、被申請人宅に設置された7台の室外機等から発生する騒音・低周波音によるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、室外機等から発生する騒音・低周波音と健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 16 川崎市における幼稚園からの騒音被害責任裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第4号事件・平成29年（調）第4号事件）

#### (1) 事件の概要

平成29年3月13日、神奈川県川崎市の住民2人から、隣接する幼稚園を経営する学校法人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、幼稚園から発せられる人声、楽器及び機械音の騒音により、平穏で落ち着いた生活を妨げられ、窓を開けられない生活を強いられるなど、長年にわたり精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計451万円等の支払を求めたものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、神奈川県公害審査会に対して責任裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、3回の審問期日を開催するとともに、幼稚園の防音設備及び幼稚園から発せられる騒音と精神的苦痛との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成29年12月8日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成29年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同日、第1回調停期日において、裁定委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 17 大田区における騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第5号事件・平成30年（調）第2号事件）

### (1) 事件の概要

平成29年5月19日、東京都大田区の住民2人から、隣人2人を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、被申請人らの入居以来約8年間にわたり、被申請人ら宅の家庭用ヒートポンプ給湯機から発せられる騒音・低周波音や排水管の流水音、ゴミ捨て及び車掃除の際に発生する騒音により、睡眠妨害、血圧上昇、動悸、睡眠不足等の健康被害を受けているとして、被申請人らに対し、損害賠償金合計360万円の支払を求めたものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、平成30年2月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委平成30年（調）第2号事件）、裁定委員会が自ら処理することとした。同年3月15日、第1回調停期日において、調停委員会から調停案を提示したところ、当事者双方はこれを受諾して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了した。

## 18 成田市における建設工事からの振動による財産被害等責任裁定申請事件

（公調委平成29年（セ）第7号事件）

### (1) 事件の概要

平成29年6月20日、千葉県成田市の住民1人から、建設会社を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人が事前調査を行わないまま解体工事及び建築工事による振動を発生させ続けたことにより、申請人宅の風呂のドアの開閉不良や内壁壁紙亀裂等の財産被害が生じたこと、及び工事終了後に損害賠償を行う

と言ったにもかかわらず、本件工事と申請人宅被害との因果関係はない旨の書面を一方的に送りつける等の不誠実な対応を行ったことにより、精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金327万5515円の支払を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、解体工事及び建築工事による振動と申請人宅に風呂ドア開閉不良や内壁壁紙亀裂等の被害が生じたこととの因果関係を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

### 19 富士宮市における改良柵による地盤沈下被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第4号事件)

#### (1) 事件の概要

平成29年7月4日、静岡県富士宮市の住民1人から、改良柵設置者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人宅敷地に生じた地盤沈下は、被申請人が設置した改良柵4個に亀裂、部品同士の接合部分のずれが生じ、また、全ての改良柵が沈下したことにより、改良柵及びこれに接続する下水管に亀裂、隙間が生じ、そこから下水管内に申請人宅の敷地地下の土砂が流入したことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、地盤沈下に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局による現地調査を実施するなど、手続を進めている。

### 20 栗東市における林道工事に伴う水質汚濁による財産被害原因裁定申請事件

(公調委平成29年(ゲ)第5号事件)

#### (1) 事件の概要

平成29年10月31日、滋賀県栗東市の錦鯉の養殖を行う法人から、栗東市を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人が経営する養鯉場において飼育していた錦鯉の大量死は、同養鯉場が取水をする河川の上流において、被申請人が事前に申請人に周知することなく林道及びその周辺の工事を実施し、同工事において使用した土質改良材の中和が不十分だったために強アルカリ性の水を発生させたことによるものである、との原因裁定を求めるものである。

#### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。



## 21 和歌山県由良町における漁港整備工事に伴う地盤沈下による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成29年(ゲ)第6号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月4日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、和歌山地方裁判所御坊支部から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。和歌山県由良町の住民1人(原告)が所有する建物に生じた傾斜等の損害は、由良町(被告)が行った漁港整備工事に伴う地盤沈下によるものであるかについて、原因裁定を嘱託するものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、漁港整備工事の工事内容と地盤沈下との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任するなど、手続を進めている。

## 22 兵庫県稲美町におけるほ場整備工事に伴う地盤沈下による財産被害責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第8号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月11日、兵庫県稲美町の住民1人から、兵庫県を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。被申請人が実施した申請人宅西側におけるほ場整備工事により、申請人宅の柱が傾き、タイルや壁にひび割れ等の被害が生じ、倒壊する可能性が高い状態となったこと等から、申請人宅と同程度の住宅を確保するため、被申請人に対し、損害賠償金7447万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 23 東大阪市における工場からの大気汚染・悪臭による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委平成29年(セ)第9号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月12日、大阪府東大阪市の住民1人から、精密機器製造販売会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、被申請人工場から発生する揮発性有機化合物や重金属を含むガス及び粉じんによる大気汚染及び悪臭に起因して化学物質過敏症を発症するなど、健康に不調を来すようになり、また、購入した住宅が臭気により居住不能となったことから、財産的損害及び精神的・肉体的苦痛に対する賠償として、被申請人に対し、損害賠償金1600万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、大阪府公害審査会に対して責任裁定申請の受理

について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 24 府中市における室外機等からの騒音被害責任裁定申請事件

(公調委平成 29 年 (セ) 第 10 号事件)

### (1) 事件の概要

平成29年12月28日、東京都府中市の住民1人から、隣接するアパートの所有者及び不動産管理会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人は、申請人宅に隣接して建設されたアパートの換気扇及び室外機から発生する騒音により、身体的・精神的苦痛等を被っていると、被申請人らに対し、連帯して、損害賠償金合計3300万円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 25 福岡市におけるマンション屋外機からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成 30 年 (ゲ) 第 1 号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年2月22日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、福岡地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。鉄道会社(被告)が運営するマンションの西側に設置した空調室外機・自家発電機・受電設備等の全ての屋外機の稼働音と、原告に生じた健康被害との因果関係の存否について、原因裁定を嘱託するものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 26 豊島区における建物改修工事に伴う大気汚染による財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委平成 30 年 (ゲ) 第 2 号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月1日、公害紛争処理法第42条の32第1項の規定に基づき、東京地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託があった。

嘱託事項は以下のとおりである。原告らの各所有建物の屋根等に錆(さび)や鉄粉の付着による塗膜の破損や発錆(はっせい)による腐食等の損傷被害が生じた原因は、建設会社(被告)が実施した小学校の外部鉄骨階段の改修工事をした際に大気中に錆や鉄粉を飛散させたことによるものであるかについて、原因裁定を嘱託するものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、手続を進めている。

## 27 福山市における自動車解体作業所からの騒音・振動被害責任裁定申請事件

(公調委平成30年(セ)第1号事件)

### (1) 事件の概要

平成30年3月30日、広島県福山市の住民2人から、自動車解体業を営む法人を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請があった。

申請の内容は以下のとおりである。申請人らは、申請人ら宅隣地の自動車解体作業所からの騒音・振動により、申請人ら宅の建物外壁及びブロック塀への亀裂の発生、避難先の賃料支払、不安を伴う適応障害へのり患等の被害を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金合計208万5000円の支払を求めるものである。

### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めている。

### 第3節 平成29年度に係属した義務履行勧告事件

---

平成29年度に公害等調整委員会に係属した義務履行勧告事件は、新たに受け付けた1件であり、29年度に終結した（表1-2-1）。

#### 1 横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

（公調委平成29年（リ）第1号事件）

##### (1) 事件の概要

横浜市における振動・騒音（低周波音）による健康被害職権調停事件は、神奈川県横浜市の住民1人が、隣人を相手方（被申請人）として、申請人に生じた頭痛、不眠、胸の圧迫感、吐き気及び血圧上昇は、被申請人が太陽光発電機付きヒートポンプ給湯器を使用し、振動及び騒音（低周波音）を発生させたことによるものであるとの原因裁定を求めた事件について、職権で調停に付し（公調委平成29年（調）第2号事件）、平成29年3月28日、調停が成立した事件である。

平成29年6月6日、前記調停事件の被申請人から、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出があった。

##### (2) 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申出受付後、直ちに主任委員を任命し、事務局による現地調査を実施するとともに、申出人及び被申出人から事情を確認するなど、手続を進めた結果、平成29年10月3日、被申出人に対し、公害紛争処理法第43条の2第1項前段に基づき、勧告を求める申出のあった公調委平成29年（調）第2号事件の調停条項の義務の履行を勧告し、本事件は終結した。

## 第4節 平成29年度に実施したフォローアップ

平成29年度に公害等調整委員会において実施した事件終結後のフォローアップは以下の3件である。

### 1 豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成5年(調)第4号・第5号事件)

本件は、香川県土庄町豊島に不法投棄された産業廃棄物に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成12年6月に調停が成立した。

フォローアップを行って18年度目となる平成29年度は、申請人ら及び被申請人の香川県が設置する豊島廃棄物処理協議会並びに香川県が設置する豊島廃棄物等管理委員会(廃棄物の処理完了後の平成29年7月からは、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会に移行)に事務局職員がそれぞれオブザーバーとして出席し、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。また、平成30年1月及び2月に、平成28年度末に産業廃棄物の搬出を完了した豊島処分地から新たに廃棄物が発見されたことを受け、香川県から今後の対応等について聴取した。

### 2 宮古島市における海中公園工事による水質汚濁被害職権調停事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成24年(調)第8号事件)

本件は、沖縄県宮古島市が実施した海中公園の建設工事に起因する水質汚濁被害の解決に係るもので、平成24年12月に調停が成立した。

フォローアップを行って6年度目となる平成29年度は、被申請人の宮古島市から、調停条項に基づく措置の実施状況につき報告徴収するとともに、宮古島市が設置する専門家等で構成される専門委員会に事務局職員がオブザーバーとして出席することにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。

### 3 大津市における残土処分による水質汚濁被害等調停申請事件の調停条項に係るフォローアップ

(公調委平成25年(調)第5号・第10号事件)

本件は、滋賀県大津市内に設置された残土処分場に起因する水質汚濁被害等の解決に係るもので、平成26年7月に調停が成立した。

フォローアップを行って4年度目となる平成29年度は、被申請人の大津市から、調停条項に基づく防災対策工事の施工状況、周辺水路の水質検査の結果等につき報告を受けることにより、調停条項に基づく措置の実施状況を確認した。